

愛媛労安発 0605 第 2 号
令和元年 6 月 5 日

各団体の長 殿

愛媛労働局職業安定部長



外国人労働者問題啓発月間における周知・啓発等について

職業安定行政の業務運営につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

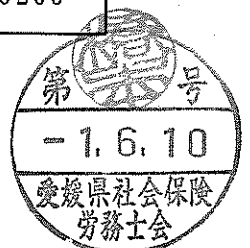
さて、国においては、平成19年に雇用対策法を改正し、専門的・技術的分野の外国人労働者の就業を促進するとともに、就労する外国人労働者について、雇用管理の改善や再就職を促進するための施策を総合的に講じることとしております。

また、平成5年度から政府全体として、6月を「外国人労働者問題啓発月間」と位置付け、厚生労働省におきましても、事業主等を始め広く国民一般の皆様に対して、外国人労働者問題についての周知・啓発活動を展開しているところです。

つきましては、厚生労働省、愛媛労働局等において作成しました広報資料等を別添のとおり送付しますので、関係者への周知・啓発について、格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

連絡先（担当）

〒790-8538 松山市若草町4番地3
松山若草合同庁舎5階
愛媛労働局職業安定部訓練室
外国人雇用対策担当官 戸田
TEL 089-900-5244 FAX 089-941-5200



6月は『外国人労働者問題啓発月間』です

「知って守って働きやすく！」

～外国人雇用はルールを守って適正に～

経済社会の国際化の進展に伴い、我が国で就労する外国人は増加しましたが、不安定な雇用や社会保険の未加入の問題が存在します。政府は、専門的、技術的分野の外国人労働者についてその就業を促進するとともに、適法に就労する外国人労働者について、雇用管理の改善等を促進するための施策を総合的に講ずることとしています。

また、平成 31 年4月より、新たな在留資格「特定技能」が創設されたことを踏まえ、外国人の地域における安定した就労の実現を図ることが重要となっています。

事業主は、外国人を雇い入れる際に、就労が認められるかどうかの在留資格等を確認するとともに、外交、公用、特別永住者を除くすべての外国人の雇入れ・離職に際しては、氏名、在留資格、在留期間等をハローワークへ届け出ていただく必要があります。

また、外国人労働者にも、日本人と等しく労働関係・社会保険関係法令が適用されますので、新たに労働契約を締結する際には、相手が理解できるような形で、書面により労働条件の明示を行っていただく必要があります。

さらに、外国人労働者の雇用管理の改善及び再就職の援助等が事業主の努力義務とされており、そのために事業主の方々に講じていただくべき事項が「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」として定められ、平成 31 年 4 月には、最近の労働関係法令の改正内容や、同年 4 月から導入された「特定技能」の在留資格に関する事項を盛り込むといった改正がされています。

こうした点については、愛媛労働局のホームページやハローワークのパンフレットでも確認することができますのでご活用いただき、外国人労働者の雇用管理の改善等に向け、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、ご不明な点がございましたら、ハローワーク（公共職業安定所）又は愛媛労働局職業安定部訓練室（Tel089-900-5244）までご連絡をお願いします。

愛媛労働局・公共職業安定所